

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

23期(1969/昭和44年)

修習時代，法曹三者の各責任感の 涵養が大事



会員 芝田 稔秋 (23期)

私の研修所は千代田区紀尾井町であった。昭和46年3月、「23期司法修習生の任官拒否」とか「阪口徳雄修習生の罷免」などという異常な事態があったことは触れないわけにはいかない。それに阪口修習生は私と同じ「6組」だったからである。彼は現在関西で大活躍している（大阪弁護士会所属）。

この当時、時代に熱気があり、気骨のある人が多かった。いろいろな仕事を経験してきた人が多く、知らない世界の話聞くのが面白かった。あの修習生卒業から47年も経ったと思うと感慨深い。その友人たちの多くが、今では弁護士を退職したり、亡くなったりして寂しい。

私の配属先は「横浜地裁」であった。

横浜修習での民裁・刑裁・検察の法廷の研修では、修習生が二人ずつ臨む体制であった。担当教官から、今の法廷での問題点は何かを訊かれるのが常であり、ぼんやりと“見物”してはいられなかった。法廷に臨んでは、双方の弁護士の証言の引出し方や証人の証言の巧拙、相手の弁護士の反対尋問の仕方など、弁護士に巧拙があり、自分は将来、どうできるかと考えると、他人ごとではなかった。

全員合同の修習としては、死体解剖見学、海上保安庁の巡視船乗船、パトロールカー試乗、横須賀港停泊中のアメリカ海軍の艦船の乗船などが楽しい思い出として残っている。特にアメリカ軍の艦船の大きかったことに驚いた。また将校室で艦内の説明を受けたが、説明より印象に残っているのは将校室の前に置かれた、魔法ビンのような容器に入れた熱いコーヒーだ。紙コップと砂糖の缶も置いてあり、自由に飲めるようになってい

た。みんな喜んで飲んだ。苦みが無くて、サラッとした薄いアメリカンコーヒーで香りが良くて、とても旨かった。未だにこれに勝るコーヒーを飲んだことがない。

私は、修習のコースにはなかった勉強も教官の許しを得て、個人的にさせてもらったことがある。海洋や船に興味があったため、通常の修習の合間に、海難事故を扱う担当課に出向いて記録を読ませていただいたものである。海図など、普通の事件では見えないものが見えて貴重な体験であった。

そのおかげで、今は亡き海事専門の山下豊二弁護士（東弁所属）の事務所に入所することができたし、海事保佐人の登録もでき、海難事件を取り扱ったという幸運もある。

私はこの配属先の修習における具体的な生の事件を通じて、法曹三者の責任の重大さをつくづく感じた記憶がある。

たとえば検察修習の例でいえば、起訴状の起案にあたり、この事案で果たして起訴できるか、起訴すれば彼の人生が大きく変わり、社会復帰は容易でなくなるが、それでもよいかとか、また不起訴にすべきか、不起訴にするには犯行が悪質ではないか、被害は軽微といえるか、社会がそれを許すか、被害者への償いは済んでいるかなど、起訴・不起訴の決断に迫られる。その“決断”が怖い。検察官としての重大な“悩み”、つまり“責任”を感じた。検察官の起訴便宜制度のもとでの公訴権の行使の適切性が如何に重要であるかを学んだ。

こうして修習生は、生の事件を通じて法曹三者のそれぞれの立場の責任をしっかりと学び取ることで、責任感の涵養が極めて大事であり、そこから各法曹三者の具体的な職務のあり方を学ぶことになると思う。